

12月定例会のあらまし

12月定例会は、1日に招集され、19日までの19日間の会期で開かれました。
 招集日には、条例改正8件、補正予算4件の計12議案が提出されました。
 最終日には、条例改正1件、補正予算1件、意見書2件、選挙1件が追加提出され、
 いずれも原案のとおり可決・採択しました。
 一般質問は、会期15日目(12月15日)に8人が当面する村政の問題を質問しました。

補正予算

一般会計(第4号)の主な内容

歳入

- げんき商店街推進事業費補助金
..... 200万円増額
- 県議会議員選挙委託金..... 300万円減額
- 繰越金..... 3,344万1千円増額

歳出

- 愛知県議会議員選挙管理事業
..... 554万円減額
- 村議会議員選挙管理事業
..... 1,316万4千円減額
- 土地改良事業等助成事業
..... 1,643万2千円増額

一般会計(第5号)の主な内容

歳入

- 社会保障・税番号制度システム整備費
補助金..... 453万2千円増額
- 物価高騰対応重点支援地方創生
臨時交付金..... 2,445万1千円増額
- 繰越金..... 2,858万3千円増額

歳出

- 物価高騰対策事業..... 1,107万円増額
- 低所得世帯支援給付金(追加分)
給付事業..... 2,656万4千円増額
- 地盤沈下対策事業..... 840万円増額

12月定例会 補正予算一覧

会計名		今回の補正額	補正後の額
一般会計(第4号)		3,361万1千円	54億9,061万3千円
一般会計(第5号)		5,756万6千円	55億4,817万9千円
特別会計	国民健康保険(第1号)	708万4千円	5億708万4千円
	介護保険(第2号) 【保険事業勘定】	33万円	5億2,030万5千円
	後期高齢者医療(第1号)	1,006万4千円	9,776万4千円



(全て全員賛成で可決)

加入者の増加、保険料等の増額が見込まれるための補正。

後期高齢者医療
(第1号)

制度改正・報酬改定等に
伴うシステム改修のための補正。

介護保険(第2号)

産前産後に相当する期間の
保険税減額に係るシステム改
修のための補正。

国民健康保険(第1号)

特別会計

人事案件

選挙管理委員会委員・補充員

選挙管理委員会の委員4名と補充員4名は、地方自治法の規定により、議会の選挙で選任されることになっていきます。

本村の委員・補充員の任期が、令和5年12月31日で満了となるため、今定例会において指名推選により、次の方々が当選されました。

任期は令和9年12月31日までの4年間です。

選挙管理委員



中山 憲治さん (八島)



佐野 和好さん (汐除)



村上 光明さん (上用水)



立石 史雄さん (北古政)

◆選挙管理委員補充員
飯田 勝利さん(南竹之郷)
立木 清治さん(大宝東)

小林 芳美さん(古台)
渡邊 一弘さん(北枕江)

条例改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正

健康保険証の廃止に伴い、医療保険の資格情報の確認を必要とする事務について、個人番号を利用した情報連携により、確認することを可能とするため、改正するもの。

飛鳥村議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの。

飛鳥村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正

国の特別職の職員の期末手当の支給割合が改定されたこと

とに伴い、村長・副村長・教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの。

飛鳥村職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告により一般職の国家公務員の給与額等が改定されることに伴い、改正するもの。

飛鳥村パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正

報酬額を引き上げるために報酬表の改定および勤勉手当を支給するため、改正するもの。

飛鳥村国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額および均等割額の減額措置を講ずるため、規定を整備するもの。

飛鳥村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

こども家庭庁への事務移管に伴い、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことにより改正するもの。

飛鳥村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条文を整理するもの。

飛鳥村使用料及び手数料条例の一部改正

戸籍法の一部を改正する法律が施行されることにより、手数料を徴収する事務について規定を整備するもの。

(全て全員賛成で可決)